

2022年4月

研究者および研究支援人材 各位

南山大学副学長（総務・将来構想担当）

青木 清

研究倫理教育の定期実施について

本学における研究倫理教育は、2014年に定められた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）に基づき、2015年度より専任教育職員、公的研究費に関わる事務職員、大学院に在籍する学生に対してはe-learning教材の受講を3年度ごとにお願ひしています。

つきましては、2022年度に受講対象の方について、受講方法については別途お知らせしますので、必ず定められた期限までに受講してください。

記

本学に所属する全ての研究者（※1）および研究支援人材（※2）は、本学が指定するe-learning教材を3年度ごとに1回定期的に受講する。（2022年度の受講対象者は、2019年度受講者となる。）

研究者のうち客員・非常勤研究員等については、他機関で受講している場合には報告し、未受講の場合は本学が指定するe-learning教材を受講する。

なお、研究者の任用時および研究支援人材の採用時には、e-learning教材の初回受講に加え、学内規程等の遵守や研究倫理教育の受講に関する誓約書を提出する。

※1：専任教育職員および研究員（特任・プロジェクト・非常勤研究員等の本学以外に本務を有する者および本務を有しない者を含む）。非常勤講師は研究を職務に含まないため対象外（ただし、競争的資金等により本学において研究活動を行う場合は研究者に含む）。

※2：全ての専任事務職員（専任および専任嘱託）および研究活動に関わるその他の事務職員等。

以上

（参考）大学院生および学部学生については、次のとおり実施する。

- ・大学院（修士課程、博士前期課程、博士後期課程、専門職学位課程）に在籍する学生
各研究科が個別に行うものに加えて、本学が指定するe-learning教材を入学時に受講する。なお、受講が進まない学生に対しては、指導教員が指導を行って確実に受講するようにする。
- ・学部学生
各学部が個別に行うものに加えて、2017年度入学者より1年次必修共通教育科目の「情報倫理」において研究倫理教育を実施する。

誓約書

南山大学長 殿

南山大学において、研究活動に従事するにあたり「南山大学研究活動上の行動規範」に則り、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 南山大学の規程等を遵守すること
- 2 不正を行わないこと
- 3 規程等に違反して、不正を行った場合は、南山大学や公的研究費等の配分機関の処分および法的な責任を負担すること

以上

_____ 年 _____ 月 _____ 日

所 属 _____

氏 名 _____
(自 署)